

税務・財務情報 第2710号

大きなペナルティが課せられる 使途秘匿金

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

大きなペナルティが課せられる

使途秘匿金

1 はじめに

「2014年6月までの1年間に企業が支出先を明らかにしない（使途秘匿金）として国税局に申告した資金の総額が60億円で、24億円の制裁課税を受けていた事が分かった…。使途秘匿金を支出した企業は1054法人で業種別では建設業の課税額が最も多かった。専門家は…」（平成27年8月10日 日本経済新聞 電子版より）

今回は、その怪しげな名前の使途秘匿金について説明したいと思います。

2 使途秘匿金とは

使途秘匿金とは、法人がした支出金銭（贈与、供与その他これらに類する金銭以外の資産の引き渡しを含みます。）のうち、相当の理由がなく、相手方の氏名等をその法人の帳簿書類に記載していないものをいいます。使い道も渡した相手も隠して他人に見せないお金の支出です。

具体例としては、裏金としてのバックリベート、総会屋対策費用、談合のための費用、政治家への裏献金、地元対策費等です。

3 法人税法上の取扱い

法人はその使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税以上の法人税を、納める義務が発生します。具体的には、通常の法人税の額に、その使途秘匿金の支出の額に40%の割合を乗じて計算した金額を加算した合計額が納付する税額になります。

相手方の氏名等を秘匿する支出を行った場合には、違法な支出につながりやすいため、そのような支出を極力抑制する見地から、追加的負担を求めるといえるものです。

法人に大きなペナルティーが課せられます。

4 具体的計算例

A 総売上 10 億円、総費用が 8 億円の会社の場合、普通の法人税は 2 億円の利益に 39% の実効税率を乗じた 7800 万円が本来の税金です。

B 税務調査で、総費用のうち 2 億円が使途秘匿金だと指摘された場合、この 2 億円は損金にはならないため、

10 億円 - (8 億円 - 2 億円) = 4 億円が課税対象となります。

つまり、4 億円 × 39% = 1.56 億円の税金です①。

また、使途秘匿金の支出額に対して税金は、2 億円 × 40% = 8000 万円②。

これに、重加算税 (税率 35%)、延滞税、延滞金等 6000 万円前後の附帯税③が後から追いかけるようになってきます。

即ち、使途秘匿金 2 億円に関連して課税される税金は

① + ② + ③ = 2.96 億円

2.96 億円 - A の本来の税 7800 万円 = 2.18 億円 ÷ 2 億円 (使途秘匿金の支出額)

結果、2 億円の支出が使途秘匿金とされた場合は、それと同額以上の税額がペナルティーとして課されることとなります。

5 発覚

多くは税務調査において発覚します。特に、現金で支出している経費には調査官も目を光らせています。領収書さえあれば何でも OK という事には決してなりません。税務署の調査官もプロです。おかしいと不信感を持てばそれなりの動きをとります。

“社長、私、この領収書に記載されている場所に昨日行ってきたのですが、該当する会社が無いんですよ。電話してもつながらないし・・・。”

“どうなっているのでしょうか？”

“本当の事を教えていただけませんか？”

毅然とした態度で攻められたら当事者としては本当に辛いものがあります。だからといって、例えば“それは〇〇先生への裏献金です。”とは言えない事情もあるかと思えます。だとすれば、仮に調査官が会社側の事情について理解を示していたとしても、使途秘匿金として処理せざるを得ない展開になってしまいます。使途秘匿金課税は何としてでも避けたいものです。

6 使途不明金

使途不明金というものがあります。使途秘匿金に使途不明金？頭が混乱しそうですが説明させていただきます。

- ・支出目的を含めすべてが不明なのが使途秘匿金です。 4 で説明しましたが、大きなペナルティーが待っています。
- ・交際費や機密費など支出額や支払先がわかっているものの、目的や内容が明らかでないものが使途不明金です。 例えば領収書がもらえない謝礼やリポートの費用がこれに該当します。これだけの説明で両者の違いについて納得し難いものがあると思います。

違法性が高いとされるのが使途秘匿金です。

違法性が比較的低いとされるのが使途不明金です。両者の差は紙一重です。

使途秘匿金は 4 に記載しましたように、その支出は損金にはなりません。しかも支出の額に 40%税金が課せられます。使途不明金の支出も損金にはなりませんが、支出の額に 40%の税金を課せられることは有りません。

使途不明金の支出については法律により重加算税(税率 35%)等が課税される事が多いようですが、状況によっては重加算税の対象とならないケースもあります。単に、その支出がどんな内容だったか忘れたような場合がこれに該当します。使途秘匿金は問答無用で重加算税の対象です。

7 最後に

最近では法人自ら「この支払いは使途秘匿金ですから自己否認します。その税金も払います。使途秘匿金ですので上乗せとなる 40%の税金も払います。だから、誰にどんな内容のお金を払ったか聞かないで下さい。」という申告書が増えてきているそうです。これを批判するのは簡単ですが企業は生き物です。

弊社としては使途秘匿金にしろ使途不明金にしろ、これを決して容認するものではないですが、企業は多かれ少なかれ諸事情を抱えて事業を展開していますのでこれを一方的に非難する事は非常に難しいと感じています。

使途秘匿金、使途不明金は税法において是々非々の世界の話です。このような展開に遭遇したときの対処法は、一般的には、ほとんどないと考えられます。しかしながら、税務当局との誠意ある対応によって何らかの打開策は有るのではないかと思っています。そんなことで何とかなるのかとの御批判もあろうかとは思いますが、それでも、そんな時にこそ、税務当局とねばり強く折衝させていただくのも我々の大切な仕事であると思っています。